

附則第三十三条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第三十四条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に改める。

附則第三十五条第三項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第三十六条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第四項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に改める。

附則第三十七条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「(同法)」を「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)附則第四十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第八条の規定による改正前の酒税法)」に、「係る同法」を「係る酒税法」に改め、同条第二項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

附則第三十八条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平

成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

附則第三十九条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第四項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第七項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第八項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月三十一日」に改め、同条第十五項中「平成三十五年十月三十一日」を「令和五年十月三十一日」に改め、同条第十七項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第十九項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十五年十月三十一日」を「令和五年十月三十一日」に、「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に、「令和三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十六年四月一日」を「令和六年四月一日」に改め、同条第二十項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一

日」に改め、同条第二十一項中「平成三十八年十一月二日」を「令和八年十一月二日」に改め、同条第二十三項中「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に改め、同条第二十五項中「平成三十二年十月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十八年十一月二日」を「令和八年十一月二日」に、「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第五十一条第十六項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改め、同条第十八項中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改める。

附則第五十八条第二項中「平成三十一年」を「令和元年」に、「新租税特別措置法第四十一条の十七の二第三項」を「租税特別措置法第四十一条の十七第三項」に、「新所得税法第二百二十条第四項」を「所得税法第二百二十条第四項」に、「記載した新所得税法」を「記載した同法」に、「新租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項」を「租税特別措置法第四十一条の十七第一項」に、「新所得税法第二百二十条第五項」を「所得税法第二百二十条第五項」に改める。

附則第六十八條中「同條第三項中」の下に「（連結事業年度）」とあるのは「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。））」と、「」を加え、「第六項及び第十項」を「中」「第六十八條の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八條の四十三の三第一項」と、同條第六項中「第六十八條の四十三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八條の四十三の三第一項」と、「が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき」とあるのは「について、法人税法第六十四條の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四條の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が」と、「により、当該」とあるのは「により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む」と、「場合を含む。」とあるのは「場合に」と、同條第十項に改める。

附則第六十九條第九項中「から旧租税特別措置法第六十五條の九まで」を「並びに旧租税特別措置法第

六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」に、「同条第四項中「において」を「同条第四項中「連結事業年度において」に、「とあるのは「において」を「とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条及び次条において「連結事業年度」という。）において」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に、「から第六十五条の九まで」を「第六十五条の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五条の九」に、「同条第四項中「において第六十八条の七十八第一項」とあるのは「において」を「同条第四項中「連結事業年度において第六十八条の七十八第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条及び次条において「連結事業年度」という。）において」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法（以下この項において「旧効

力措置法」という。）第六十五条の八第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十四条の十二第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に旧効力措置法第六十五条の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

附則第六十九条第十項の次に次の一項を加える。

- 11 第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第六十五条の八第一項の特別勘定（所得税法等の一部を改正する法律（令和二

年法律第 号) 第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(第十三項において「連結事業年度」という。)において設けた附則第八十四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人(同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。)に該当することとなった場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に旧効力措置法第六十四条の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

附則第八十四条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。
附則第九十一条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平

成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に改める。

附則第二百一十一条第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第二百二十三条第一項及び第二項中「平成三十一年八月」を「令和元年八月」に改め、同条第三項中

「平成三十一年六月」を「令和元年六月」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十一年」を「令和元年」に改める。

附則第四百二十二条中「平成三十二年十月一日、平成三十五年十月一日及び平成三十八年十月一日」を「令和二年十月一日、令和五年十月一日及び令和八年十月一日」に改める。

（平成三十年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条のうち租税特別措置法第四十一条の二の二に一項を加える改正規定中「平成三十一年」を「令和元年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

第十五条のうち租税特別措置法第八十七条第一項に表を加える改正規定中「平成三十五年三月三十一

日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に、「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第一条第六号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第八号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下附則第八十一条までにおいて同じ。）」に改める。

附則第三条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改める。

附則第五条第一項中「平成四十二年まで」を「令和十二年まで」に、「平成三十四年分」を「令和四年分」に、「平成三十五年分」を「令和五年分」に、「平成三十六年分」を「令和六年分」に、「平成三十七年分」を「令和七年分」に、「平成三十八年分」を「令和八年分」に、「平成三十九年分」を「令和九

年分」に、「平成四十年分」を「令和十年分」に、「平成四十一年分」を「令和十一年分」に、「平成四十二年分」を「令和十二年分」に改め、同条第二項中「平成四十二年分」を「令和十二年分」に、「平成四十三年分」を「令和十三年分」に改める。

附則第八条第一項中「平成三十五年」を「令和五年」に改め、同条第二項第一号中「平成三十五年」を「令和五年」に改め、同項第二号中「平成三十五年」を「令和五年」に、「平成三十六年」を「令和六年」に改める。

附則第九条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十条及び第十二条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第十三条から第十五条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第十六条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第十八条中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第二十三条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「平成四十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に、「平成三十

三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に、「平成四十一年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「平成四十二年四月一日」を「令和十二年四月一日」に改める。

附則第二十八条第一項中「新法人税法」を「法人税法」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「第六十三条」を「第六十三条第一項、第四項から第六項まで及び第九項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧法人税法第六十三条第四項中「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。）」と、「連結所得」とある

のは「連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。）」と、同条第五項中「第十一条の十三第一項」とあるのは「第六十一条の十一第一項」とする。

附則第二十八条第二項中「第一号及び次項」を「以下この条」に、「同日前に開始した各連結事業年度の連結所得」を「同日前に開始した各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第

号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第一号中「（新法人税法）」を「（法人税法）」に、「について新法人税法」を

「（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」について同法」に改め、同項第二号中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「新法人税法」を「法人税法」に改め、同条第七項中「の規定」を「及び前項の規定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

し、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）が時価評価事業年度（同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度（これらの事業年度のうち旧効力法人税法第六十三条第四項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において旧効力法人税法第六十三条第一項の規定の適用を受けているときは、その適用を受けている特定資産の販売等に係る収益の額及び費用の額（当該時価評価事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるもの並びに同項の規定により当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入されるものを除く。）は、当該収益の額と費用の額との差額が少額であるものとして政令で定める要件に該当する契約その他政令で定める契約に係るものを除き、当該時価評価事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。

附則第三十条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第三十一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第三十二条第一項中「平成四十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条及び第三十五条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第三十六条及び第三十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第三十九条及び第四十条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第四十二条第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四十三条第四項中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第五項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

附則第四十四条第一項中「第六項」を「第七項」に、「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この条」に改め、同条第三項中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第一項から第四項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等（第二項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。）につき附則第二十八条第七項の規定の適用を受けることとなった場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で同項の規定により当該事業年度の益金の額に算入される収益の額に係る部分については、当該事業者が当該事業年度終了の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなす。

附則第四十五条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第四十七条第一項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改め、同条第四項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に、「平成三十四年九月三十日」を「令和四年九月三十日」に改める。

附則第四十八条第一項第一号中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同項第

二号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改め、同条第二項第一号中「平成三十二年九月三十日」を「令和二年九月三十日」に改め、同項第二号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改める。

附則第四十九条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第五十条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第五十一条第九項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第十項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第十

二項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第五十五条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改め、同条第五項中「同年分」を「令和元年分」に改め、同条第六項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改め、同条第七項中「同年分」を「令和元年分」に改める。

附則第五十六条から第六十一条までの規定中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第六十四条第一項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第二項中「平成三十一年」を「令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。附則第八十四条第一項において同じ。）」に改める。

附則第六十五条中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第六十七条第二項中「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第三項中「平成三十二年」

を「令和二年」に改める。

附則第七十条第一項中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第二項中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十二年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第七十二条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改める。

附則第七十八条中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改める。

附則第七十九条中「平成三十二年分」を「令和二年分」に改める。

附則第八十条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第八十一条第一項中「平成三十二年分」を「令和二年分」に、「平成三十一年分」を「令和元年分」に改め、同条第二項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第八十四条第一項中「平成三十一年」を「令和元年」に、「同年一月一日」を「平成三十一年一月一日」に改める。

附則第八十五条中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第八十七条第二項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第八十九条第三項中「新租税特別措置法第六十六条の七第九項」を「租税特別措置法第六十六条の七第十項」に、「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に改め、同条第五項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

附則第九十八条第三項及び第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第九十九条及び第一百一条中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二百二条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二百三条第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「（新租税特別措置法）を」（同法）に、「第六十八条の十四第八項」を「第六十八条の十四第七項」に、「第六十八条の十五の七第七項」を「第六十八条の十五の六の二

第七項」に、「新租税特別措置法」を「同法」に改める。

附則第二百五条第三項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「第六十八條の十五の七第七項」を「第六十八條の十五の六の二第七項」に改める。

附則第百六条第二項及び第百十三条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第百十五条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百十六条第三項及び第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

附則第百十七条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第百十八条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第百二十条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。